

障害のある方の安定的な雇用、就労機会の拡大を支援します！

令和元年度

京都府障害者雇用施設整備事業のご案内

補助対象経費

補助上限100万円！

★障害者を**常時雇用**する上で必要となる**施設・設備等の整備**に要する経費
（①購入費 ②工事費 ③改修費 など）

例

下肢に障害があり
洋式トイレでなければ
使用できない方を雇用



例

障害特性のため
たくさんの工程を覚え
られない方を雇用



操作がかんたん！

設備購入

※単なる業務効率化のための
設備は対象外です



【その他の例】パトライト設置、拡大鏡購入、災害時等に必要な車いす階段昇降機の購入・・・etc
障害特性に応じて必要となる施設・整備はそれぞれで異なります。整備を検討された段階でまずご相談ください。

補助対象者・対象要件

★京都府内の事業所において障害者を常時雇用し、**令和2年3月31日までに必要な施設・設備等の整備を行い、利用を開始させる予定の事業主**
※これから整備するものが対象です。

★次のいずれかの基準を満たしていること

(1) 事業完了時、障害者法定雇用義務履行等事業主である者（労働者数に法定雇用率2.2%を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）の障害者を雇用する事業主）

<例> 労働者数91人の事業主：（91×2.2%＝2.0→2人） 2人雇用なら法定雇用義務履行等事業主
// 90人 // :（90×2.2%＝1.98→1人） 1人雇用なら //

(2) 京都府内に本社があり事業完了時に（1）の要件が未達成の場合は以下の取扱いとなります。

(ア) 過去3年障害者雇用実績なしの場合

⇒障害者雇用計画を提出の上、相当期間内に法定雇用義務履行等事業主になること

(イ) 過去3年障害者雇用実績ありの場合

⇒事業完了の年度末までに法定雇用義務履行等事業主になること

補助上限・補助率

★補助上限：100万円

★補助率：補助対象経費の30%（常時雇用労働者数が1,000人以上の事業主は15%）
※国等の助成金等を受けたものは除きます。また、年度内に支払った分のみが対象となります。

申請期間

★令和2年2月3日（月）まで

※ただし、京都府の予算の範囲内での交付となります。

申請を予定されている方は**必ず事前相談**の上、お早めに申請してください。

（お問い合わせ先）

京都府商工労働観光部人材確保推進室 TEL：075-682-8918